

第1回

「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」

会議次第

日時：平成15年8月4日(月)午前10時～正午
場所：福岡市役所 議会棟13階 理事者控室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 運営要綱・傍聴要綱の制定
- 4 会長・副会長の選出
- 5 審議事項について
- 6 閉会

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 市民の公益的な活動を推進し、活力ある地域社会の実現に向けた施策を検討するため、福岡市市民公益活動推進施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、委員の同意を得て任期を延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民局コミュニティ推進部NPO・ボランティア支援課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年 月 日から施行する。

「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」委員名簿

氏名	所属等	分野
安立清史	九州大学大学院人間環境学研究院	学識経験者
稲舛積	特定非営利活動法人 NPO博多まちづくり	NPO・ボランティア関係者
犬山源吾	九州電力株式会社	企業関係者
内田誠也	西区自治会	地域関係者
大原敦子	城南区さわやかなの会	地域活動実践者
岡道也	財団法人 福岡都市科学研究所	学識経験者
川口浩	自由民主党福岡市議団	市議会議員
谷繁樹	南区自治会	地域関係者
中山郁美	日本共産党福岡市議団	市議会議員
信友浩一	九州大学大学院医療システム学	学識経験者
浜田一雄	公明党福岡市議団	市議会議員
平畑雅博	みらい福岡	市議会議員
藤原浩志	大原おやじの会	地域活動実践者
正木計太郎	福岡商工会議所	企業関係者
森田昌嗣	九州芸術工科大学芸術工学部	学識経験者
山浦修	西日本新聞社	報道関係者
吉田順子	特定非営利活動法人 もしもし地球	NPO・ボランティア関係者
吉田利枝	小笹公民館	地域関係者
脇園正弘	若久サミット	地域活動実践者

(五十音順・敬称略)

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会傍聴要綱(案)

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進施策検討委員会(以下「委員会」という。)を傍聴しようとする者は、自己の氏名を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年 月 日から施行する。

福市コ第518号
平成15年7月29日

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会会長 様

福岡市長 山崎 広太郎
〔市民局コミュニティ推進部〕
〔NPO・ボランティア支援課〕

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会における審議について（依頼）

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、高齢者問題や少子化問題、環境問題、防災・防犯問題などの地域課題は、ますます複雑、多岐になってきています。

一方で、これまでの行政主導によるサービス提供だけでは十分な対応が困難となるとともに、市民の社会参加・貢献の意欲が高まる中、自分たちのまち自分たちでつくるという「住民自治」の実現に向け、自治会・町内会等をはじめNPOやボランティアなどによる市民の公益的な活動を活性化し、様々な主体間での共働を進めることが重要となっています。

こうしたことから、下記事項について、貴委員会の御意見をいただきますようお願いいたします。

記

（審議事項）

- ・ 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会
における審議について

**市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働による
まちづくりを推進するための条例の基本的事項について**

1 背景

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、子育てや介護、環境・ごみ問題、防災・地域安全などの地域課題は、一層多様化・複雑化していくことが予想される。

これまでの行政主導によるサービス提供だけでは十分な対応が困難となるとともに、市民の社会参加・貢献の意欲が高まる中、よりよい地域づくりに向けて、市民の公益的な活動を活性化し、様々な主体間での共働を進めることが、これまで以上に重要となっている。

本市では、地域の特性に応じた地域づくりに向けて、コミュニティの担う役割への期待や関心が高まる中、コミュニティの重要性を改めて認識するとともに、生き生きとしたコミュニティづくりに向けた施策を進めていく必要がある。

また、NPO・ボランティア団体については、新たな公共の担い手として、地域のニーズに応じてその専門性を発揮することが期待されており、そのために必要な育成・支援をし、連携を進めていく必要がある。

さらに、企業をはじめとする事業者については、いわゆる企業市民と呼ばれるように地域の一員として、もてる力を一層役立てられるよう連携を進めていく必要がある。

このように、市民、コミュニティ組織、NPO・ボランティア団体、事業者、市が、これまで以上に知恵や力をあわせ、共働により地域の課題解決に当たる必要があり、そのために、それぞれの役割や市の責務、施策などを定めた条例（共働のまちづくり条例(仮称)）が必要である。

2 目指す基本方向（＝2本の柱）

(1) 「市民の公益的な活動の活性化」

自分たちのまちは自分たちでつくるという「住民自治」の実現に向け、市民一人ひとりの自治に関わる意識、意欲、能力を高めるとともに、コミュニティ組織をはじめNPO・ボランティア団体などによる市民の公益的な活動を活性化し、より多くの市民の参加による多様な活動を促進していくことが大切である。

(2) 「共働のまちづくりの推進」

豊かで住みよい地域社会の実現に向け、コミュニティ組織やNPO・ボランティア団体、事業者、市が多様に連携し、それぞれの長所や資源（能力・経験など）、知恵と発想を活かし、共働によるまちづくりを目指していく必要がある。

3 条例制定の意義

(1) 条例の形式をとることにより、市政の重要な課題として、「市民の公益的な活動の活性化」や「共働のまちづくりの推進」に取り組む市の姿勢を明確に示すことができる。

(2) 条例に位置づけることで、市民の公益的な活動がまちづくりに果たす役割の重要性を効果的に広く社会に示すことができる。

(3) 「市民の公益的な活動の活性化」や「共働のまちづくりの推進」について、条例で理念や役割などを明確にすることで、施策の実効性をより高めることができる。

(4) 「市民の公益的な活動の活性化」や「共働のまちづくりの推進」を図る上での法的なよりどころとなり、施策の継続性が保障され、総合的かつ計画的な推進を図ることができる。

(5) 市が施策を実施する様々な分野において、「市民の公益的な活動の活性化」や「共働のまちづくりの推進」の視点を取り入れるようになることが、期待できる。

4 条例の対象

条例の目指す「住民自治」の実現に向けて、その主体となり、あるいは連携が求められる「市民」、「市民公益活動団体（コミュニティ組織やNPO・ボランティア団体など公益的な活動を行う団体）」、「事業者」が対象となる

5 検討事項

(1) 条例の目指す「目的」

(2) 「目的」を達成する上で基本となる理念

(3) 基本理念を踏まえ、「市民」、「市民公益活動団体」、「事業者」、「市」の各セクターが果たすべき役割

(4) 「目的」達成のため、「市」として実施すべき施策の方向性